

若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（次に掲げるものを除く。）でないこと。

(1) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（口において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。）

(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）又は使用人がその本店所在地国におい

て航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること
その他の政令で定める要件を満たすもの

第六十六条の六第二項第三号口中「事業持株会社」を「イ(1)に掲げる外国関係会社」に、「統括業務」を「統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする」に改め、同項第七号中「行う部分対象外国関係会社」の下に「(これらの事業を行う部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める部分対象外国関係会社を含む。)」を加え、「及びこれ」を「(その本店所在地国においてその役員又は使用人が当該業務の全てに従事している部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定めるものを含む。)(以下この号において「外国金融機関」という。)&及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散により外国金融子会社等に該当しないこととなつた部分対象外国関係会社(以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。)(その該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後で

ある場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(次項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額(次項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。)の貸付け」の下に「(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。)」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け(これらを使用させる行為を含む。)」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号子において同じ。)」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額(清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)と」に、「零」を「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零)とする。」に、「の合計額が」を「の合計額(当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)が」に改め、同条第八項第一号中「内国法人」の下に

「及び当該一の内国法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十六条の七第四項中「当該内国法人に係る外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項）を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項）に、「うち、当該」を「うち、当該内国法人に係る」に、「第六項」を「第六項及び第十項」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第七十条の二まで」を「第六十九条及び第七十条」に、「附帯税」を「附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「」から」を「第十項において同じ。）から」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 当該外国関係会社に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一

条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額

第六十六条の七第七項を次のように改める。

7 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十六条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十六条の七に次の六項を加える。

8 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9 第四項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用について

は、第四十二条の四第十二項中「又は第三編第二章第二節（第四百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の七第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の七第四項」とする。

10 内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11 前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書

又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13 第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準地方法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の九の二第二項第三号口中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「するもの」の下に「（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。）を除く。）」を加え、同号口中「主たる事業」の下に「（特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。）」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「（以下この号において

「外国金融機関」という。）及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人（以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。）のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日（当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。）までの期間内の日を含む事業年度（同項において「特定清算事業年度」という。）にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額（同項において「特定金融所得金額」という。）がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。」の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を「権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十号子において同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融関係法人の特定

清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額」とに、「零」を「零」とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条第八項第一号中「内国法人」の下に「及び当該一の内国法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人」を加える。

第六十六条の九の三第四項中「当該内国法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項）を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項）に、「うち、当該」を「うち、当該内国法人に係る」に、「（第六項）を「（第六項及び第十項）に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第七十条の二まで」を「第六十九条及び第七十条」に、「附帯

税」を「附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「
」から」を「第十項において同じ。」から」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立
金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四
号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 当該外国関係法人に対して課される地方法税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一
条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条
第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立
金に対する法人税に係るものを除く。）の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割
（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むもの
とし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額

第六十六条の九の三第七項を次のように改める。

7 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額か

らの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九條の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十條の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十六條の九の三に次の六項を加える。

8 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 法人税法第六十七條第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。
- 二 法人税法第七十二條第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七條、第六十八條第三項及び第七十條を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四條第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二

編第一章第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9 第四項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第十二項（第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第四十二条の四第十二項中「又は第三編第二章第二節（第四百四十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の九の三第四項」とする。

10 内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項におい

て同じ。)において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額(同法第十一条に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。)から控除する。

11 前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする

前に行うものとする。

13 第十項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六条の十第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第四十七条」を「第四十六条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除

く。)又は」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の規定の適用がある場合における同項」を削る。

第六十七条の五の三の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属事業年度」に改め、同条第一項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項後段を削る。

第六十七条の十四第一項中「この条において同じ。」の額」を「この項において同じ。」の額」に、「この条において同じ。」で」を「この項及び第四項において同じ。」で」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十七条の十五第一項中「(以下この条)」を「(以下この項及び次項)」に、「。以下この条)」を「。以下この項及び第四項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十七条の十六第一項中「第四十一条の二十一第二項第一号」を「第四十一条の二十一第四項第一

号」に、「この項及び第四項」を「この条」に、「同条第一項各号」を「第四十一条の二十一第一項各号」に、「は、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する」を「が有する法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）で当該恒久的施設に帰せられるもの（次項において「対象国内源泉所得」という。）については、法人税を課さない」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第四十一条の二十一第三項から第八項まで」を「第四十一条の二十一第五項から第十項まで」に、「前項」を「第一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第百四十六条第二項（同項の表第百二十三条第二号（青色申告の承認申請の却下）の項に係る部分に限る。）及び第百四十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける外国法人については、

適用しない。

二 法人税法第五十条の二の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「取引」とする。

第六十七条の十六第一項の次に次の二項を加える。

2 外国法人が対象国内源泉所得につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業（次項において「特例適用組合事業」という。）による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における外国法人が有する法人税法第三百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得（同項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得に該当するもの並びに所得税法第六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、法人税法第三百三十八条第

一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

第六十八条の三の二第一項中「金額（以下この条）を「金額（以下この項及び第四項）に、「第五項まで」を「第三項まで」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十八条の三の三第一項中「金額（以下この条）を「金額（以下この項及び第四項）」に、「から第五項まで」を「及び第三項」に改め、同項第一号口中「投資信託法第四条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十八条の三の四第二項及び第四項中「、第四十二条の五第三項」を削り、「並びに第四十二条の十の五」を「、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十三第六項」に改める。